

条件付一般競争入札を下記のとおり執行する。

令和 7 年 9 月 5 日

貝塚市

貝塚市長 酒 井 了

### 1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 市営橋本団地住宅建替基本計画策定業務
- (2) 業務場所 貝塚市 橋本 地内
- (3) 委託期間 令和 7 年 10 月 16 日から令和 8 年 3 月 23 日まで
- (4) 業務種別 建設コンサルタント業務
- (5) 計画概要 市営橋本団地住宅における建替基本計画の策定

### 2 入札応募及び参加資格

次の各号の条件を全て満たしているものについて、条件付一般競争入札に応募することができる。

- (1) 貝塚市の入札参加資格者として登録されている大阪府内の本店、支店、営業所等であること。
- (2) 貝塚市の入札参加資格の内、建設コンサルタントの都市計画及び地方計画の領域において登録されている者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされているものでないこと。（更生計画又は再生計画の認可がなされているものを除く。）
- (4) 国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体において、入札参加停止等の措置を受けているものでないこと。
- (5) 過去 1 カ年の間に本市と建設工事に関する設計業務または工事監理業務の委託契約に基づく履行実績を 1 回以上有するものにあつては、これらをすべて誠実に履行したもの（注 1）であること。
- (6) 貝塚市建設工事入札実施要綱第 4 条第 2 項に該当しない者であること。
- (7) 別途示す「業務特記仕様書」に記載のすべてを満たしていること。

（注 1）本件申込締切日より過去 1 カ年の間において、履行中の業務実績に問題があるとして本市監督員より業務改善指示書を受けたものは、誠実に履行していないものとして、参加申込の受付はできません。

### 3 契約条項閲覧場所および支払い条件

貝塚市都市整備部 建築住宅課（市役所 5 階）

- ・前払金 有（契約額の 30% ※1 万円未満は切り捨て）
- ・部分払 無

#### 4 応募受付方法と受付期間

本入札への応募受付は、郵送受付のみとする。

郵送の方法については別途配布する「郵送申込の手引き」による。

##### 《郵送受付期間》

令和7年9月5日（金）から令和7年9月19日（金）まで必着

※期日を過ぎて送達されたものは無効とする。

#### 5 不足書類などの再提出期限

令和7年9月22日（月）午後5時

※日時を過ぎて送達されたものは無効とする。

#### 6 入札参加申込者へ資格審査結果の通知予定

令和7年9月26日（金）申込者別にFAXにて通知する。

※入札参加申込者の数や名称等については、事後公表とする。

#### 7 設計図書等配布と質疑応答および入札日

上記6により、入札参加資格者である旨の通知を行ったものについて、設計図書等配付から入札までを下記の要領で行う。

##### （1）設計図書等配布日

日時 令和7年9月30日（火）午前9時から午前12時まで

※上記時間帯にEメールにて電子データを配布する。（無償提供）

※本件の現場説明は、実施しない。

※送受信の方法は、9月26日（金）に資格審査結果と共に通知する。

##### （2）資料閲覧

場所 貝塚市都市整備部 建築住宅課（市役所5階）

期間 令和7年9月5日（金）から令和7年9月19日（金）まで  
（土曜・日曜・祝日を除く）

時間 午前9時から午後5時まで（事前連絡をお願いします）

資料 貝塚市建設工事入札実施要綱、貝塚市契約規則

※閲覧する際は、受付票を持参して提示すること。

##### （3）設計図書に関する質疑書受付

日時 令和7年10月6日（月）午前9時から午前12時まで

※指定様式により電子データで提出された質疑の受付を行う。

※送受信の方法は、9月30日（火）に電子データで通知する。

##### （4）設計図書に関する質疑回答書の交付

日時 令和7年10月14日（火）

※全ての入札参加資格者へ電子データにより回答書を交付する。

(5) 入札日

日時 令和7年10月15日(水)午後1時30分

会場 貝塚市役所 第2別館2階入札室

※受付票を持参し、入札室に入る際に提示すること。

8 最低制限価格の設定と落札者の決定

設計価格(算出基準に基づく委託料の額)をもとに算出した最低制限価格を設け、設計価格以下かつ最低制限価格以上の範囲内における最低価格のものを落札者とする。

※設計価格および最低制限価格については、事後公表とする。

9 落札者の入札制限

(1) 同一日に設計業務に関する複数の入札が行われる場合の制限

先の入札案件で落札した場合、その後の設計業務の入札案件には参加できない。

(2) 落札・契約後の入札制限

本業務を落札し、設計業務委託契約を締結したものは、本業務の完了検査合格証が発行されるまでの期間は、他の一般競争入札に付する設計業務の入札案件には参加できない。

10 委託料および最低制限価格の算出基準

(1) 委託料の算出基準

大阪府の設計監理業務等委託料算定基準、同要領を準用するものとする。

(詳細は設計図書等配付予定書類による)

(2) 最低制限価格の算出基準

貝塚市の最低制限価格の設定に関する要領に基づく。

(詳細は設計図書等配付予定書類による)

11 委託料算定内訳書

入札時に、入札金額の根拠とした「委託料算定内訳書」を提出すること。

(詳細は設計図書等配布時の指示による)

12 入札回数

(1) 3回を限度とする。

(2) 入札時において、入札参加者が1者の場合でも入札を実施する。

※入札結果については、事後公表とする。

13 無効となる入札該当事項

貝塚市建設工事入札実施要綱第18条に該当する入札を行ったもの。

14 入札保証金

貝塚市契約規則第7条第1項第3号により免除とする。

15 配布書類等について

| 項 目             | 内 容                                              | 書類概要               |
|-----------------|--------------------------------------------------|--------------------|
| 入札参加申込書類        | ① 条件付一般競争入札参加申込書（様式1）                            | 入札参加申込様式           |
|                 | ② 条件付一般競争入札参加受付票（様式2）                            |                    |
|                 | ③ 業務実績等調書(様式3)                                   | 入札参加資格<br>審査資料様式   |
|                 | ④ 配置予定技術者資格等調書(様式4)及び添付書類                        |                    |
|                 | ⑤ 貝塚市暴力団排除条例に基づく「誓約書」                            |                    |
|                 | ⑥ 郵送申込の手引き                                       |                    |
| 設計図書等<br>配布予定書類 | ① 契約関係書類<br>・入札要綱<br>・入札に関する事項(入札説明書)<br>・契約書(案) | 入札・契約手続き<br>に関する書類 |
|                 | ② 業務委託要領等<br>・業務委託要領<br>・計画工程や概要などの補足資料          | 設計図書等の書類           |
|                 | ③ 委託料算定内訳書<br>・業務量に関する考え方（参考）                    |                    |
|                 | ④ 設計図書に関する質疑書様式                                  |                    |

16 担当課および連絡先

貝塚市 都市整備部 建築住宅課

住 所：貝塚市畠中1丁目17番1号

TEL：072-433-7212

FAX：072-433-7343（都市整備部）

E-mail:kenju@city.kaizuka.lg.jp

## 【業務特記仕様書】

本業務に求める業務実績や配置技術者などに関する事項

1. 業務実績に関すること。（様式3に記載の上、入札参加申込時に提出）  
日本国内で、次に示す要件を満たす業務を元請けとして履行した実績を有するものであること。  
ア 期間：業務完了日が平成22年4月1日から入札書の提出日までの間  
イ 業務内容：公営住宅に係る再編・整備・建替等に類する計画の策定業務
2. 配置技術者に関すること。（様式4に記載の上、入札参加申込時に提出）  
ア 主任技術者(注1)を配置すること。主任技術者は技師C(注2)以上の技術士（技術部門を「建設部門」とし、専門科目が「都市及び地方計画」である者又は技術部門を「総合技術監理部門」とし、専門科目が「都市及び地方計画」である者）であること。  
イ 計画別に技師C以上の担当技術者を各1名、計2名を配置すること。  
ただし、主任技術者がこのうち1名を兼任することは可とする。  
ウ 照査技術者を配置すること。照査技術者は技師C以上の技術士（技術部門を「建設部門」とし、専門科目が「都市及び地方計画」である者又は技術部門を「総合技術監理部門」とし、専門科目が「都市及び地方計画」である者）の資格を有する者、若しくは1級建築士の資格を有するものであること。  
エ 全ての配置技術者は、受付日において入札参加者と直接的な雇用関係(注3)にあること。

(注1)「主任技術者」とは、設計業務全体を総括する責任者をいう。

(注2) 技師Cの実務経験年数は下表のとおりとする。

(注3) 直接的な雇用関係とは、技術者とその所属する企業との間に第三者の介在する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいう。

| 技師区分 | 学歴                             |                  |       |       |
|------|--------------------------------|------------------|-------|-------|
|      | 専門科目及び専門学科を卒業（本業務では建築系・土木系とする） |                  |       | その他   |
|      | 大学卒業                           | 短大・高専・専門学校<br>卒業 | 高校卒業  |       |
| 技師C  | 5年以上                           | 8年以上             | 11年以上 | 14年以上 |